

綾瀬市における職務遂行に支障のある県費負担教職員に対する指導研修  
手続等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市における職務遂行に支障のある県費負担教職員について、適切な業務の執行に向けた指導に関する手続等を定めることにより、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この要綱の対象となる県費負担教職員（以下「職員」という。）は、一般職の常勤職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職責を十分に果たせない又は職務の円滑な遂行に支障が生じている勤務状況にあり、職場における日常的な指導による改善が見られない職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の2第1項の認定を受けている者を除く。）
- (2) 休職中の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に該当する場合に限る。）
- (3) 所在不明となった職員

2 一般職の常勤職員のうち、次の各号に掲げる職員は、この要綱の対象としない。

- (1) 任用期間の定めのある職員
- (2) 条件付採用期間中の職員
- (3) その他学校教育課長が別に指定する職員

(指導研修審査会議)

第3条 職員の指導研修について必要な事項の調査審議を行うため、指導研修審査会議を置く。

2 指導研修審査会議の組織及び運営に関し必要な事項は、学校教育課長が別に定める。

(勤務状況等の記録)

第4条 校長は、第2条第1項第1号に該当する職員を認めたときは、当該職員の行動及び当該職員に対する職場における日常的な指導等についての記録（以下「勤務状況等の記録」という。）を作成しなければならない。

2 前項の記録を開始するときは、校長は、あらかじめ当該職員に告知しなければならない。

3 校長は、勤務状況等の記録を、定期的に学校教育課長に提出するものとする。  
(指導研修対象者の決定)

第5条 校長は、勤務状況等の記録を参考にして、当該職員に対する指導研修の実施に係る意見を学校教育課長に提出するものとする。

2 校長は、前項の意見を提出するときは、あらかじめ当該職員の意見を聴取しなければならない。

3 学校教育課長は、当該職員に対して指導研修を実施するか否かについて決定し、その結果を当該職員及び校長に通知するものとする。

4 前項の決定に当たっては、あらかじめ指導研修審査会議の意見を聴かなければならない。

(指導研修)

第6条 指導研修は、校長が指導研修対象者（前条第3項の規定により指導研修を実施することを決定した職員をいう。以下同じ。）に対して、個別に実施するものとする。

(指導研修計画)

第7条 校長は、指導研修の実施に当たり、学校教育課長と協議の上、指導研修対象者の個別の課題に応じた指導研修計画を作成しなければならない。

2 校長は、指導研修計画を作成したときは、指導研修対象者に対して指導研修の実施方法や内容等について、説明しなければならない。

(指導管理者及び指導主任者)

第8条 校長は、指導管理者及び指導主任者を指定し、指導研修の実務を行わせることができる。

2 指導主任者は指導管理者を補佐する。

3 指導管理者及び指導主任者は、指導研修の経過について校長に報告しなければならない。

(指導研修対象者の自己観察)

第9条 指導研修対象者は、指導研修の状況について自己観察を行い、校長に自己観察書を提出しなければならない。

(学校教育課長の支援等)

第10条 校長は、指導研修の状況について学校教育課長に報告するものとする。

2 学校教育課長は、校長に対して、指導研修に必要な支援や助言等を行うものとする。

(指導研修の効果の検証等)

第11条 校長は、指導研修を開始してから概ね3ヶ月間で指導研修を終了し、その後概ね1ヶ月間の勤務状況により指導研修の効果について検証し、その結果について、学校教育課長に報告するものとする。

2 学校教育課長は、前項の報告を参考にして、2回目の指導研修（以下「第2期指導研修」という。）を実施するか否かについて決定し、その結果を指導研修対象者及び校長に通知するものとする。

3 前項の決定に当たっては、指導研修審査会議の意見を聴かなければならない。

(第2期指導研修)

第12条 第2期指導研修の期間は概ね3ヶ月間とする。

2 第2期指導研修の実施については、第8条から第10条までの規定を準用する。

(第2期指導研修の延長)

第13条 学校教育課長は、第2期指導研修の経過を勘案し、これを延長することができる。

2 前項の延長の期間は、概ね3ヶ月間とする。

3 学校教育課長は、第2期指導研修の延長について決定しようとするときは、第2期指導研修対象者（第12条第2項の規定により第2期指導研修を実施することを決定した職員をいう。以下同じ。）の意見を聴取しなければならない。

4 前項の意見聴取は、学校教育課長が指定する職員に行わせることができる。

(指導が不適切な養護教諭等の取扱い)

第14条 児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切であるため、第2条第1項第1号に該当すると認められた養護教諭、栄養教諭又は養護助教諭に係る指導研修の期間並びに第2期指導研修及び第2期指導研修の延長の期間については、第11条第1項、第12条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、法第25条の2に定める期間との均衡を考慮して、学校教育課長が別に定める。

(効果の測定等)

第15条 学校教育課長は、校長の協力を得て、第2期指導研修の終了後速やかにその効果を測定しなければならない。

2 効果の測定は、試験その他の能力の実証に基づき行うものとする。

3 学校教育課長は、第2期指導研修対象者に前項の能力実証結果について説明するとともに、第2期指導研修対象者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の説明及び意見聴取は、指定する職員に行わせることができる。

5 学校教育課長は、第3項の規定による意見聴取後、指導研修及び第2期指導研修の実施結果並びに試験その他の能力実証結果等を踏まえ、総合的な視点から研修効果の測定結果を決定し、その結果を校長を経由して、第2期指導研修対象者に通知しなければならない。

6 前項の決定に当たっては、あらかじめ指導研修審査会議の意見を聴かなければならない。

(効果の測定後の措置)

第16条 前条に定める手続により、第2期指導研修対象者の第2条第1項第1号に規定する勤務状況が改善されないと判断された場合は、校長は学校教育課長に対する事故報告書の提出その他必要な措置を行うものとする。

(心身故障の場合)

第17条 校長は、第2条第1項第1号に規定する勤務状況が、勤務状況等の記録等から、心身の故障による場合又は心身の故障によるものと疑われる場合は、学校教育課長と協議の上、当該職員に対する受診命令その他必要な措置を行うものとする。

(休職中の職員に対する対応)

第18条 校長は、休職中の職員の健康状態等について把握するように努めるものとする。

(所在不明職員に対する対応)

第19条 校長は、所属職員が所在不明となった場合には、学校教育課長にその旨報告しなければならない。

2 校長は、当該職員が所在不明となったことが判明した日から30日が経過した場合には、学校教育課長に対する事故報告書の提出その他必要な措置を行うものとする。

(読み替え)

第20条 第2条第1項各号に該当する職員が校長の場合は、第4条から前条までの規定中「校長」とあるのは「教育総務部長」と読み替えるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項については、学校教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。